5　中小企業子育て支援助成金の支給を受けることができる事業主が、第二項第一号イに該当する被保険者と同一の被保険者が第百十六条第二項第一号ハに規定する被保険者に該当することにより子育て期の短時間勤務支援助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業子育て支援助成金は支給しないものとする。

6　子育て期の短時間勤務支援助成金の支給を受けることができる事業主が、第百十六条第二項第一号ハに該当する被保険者と同一の被保険者が第二項第一号イに規定する被保険者に該当することにより中小企業子育て支援助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、子育て期短時間勤務支援助成金は支給しないものとする。

附則第十七条の四の五第二項及び第三項中「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を「事業所内保育施設設置・運営等助成金」に改める。

（労働者災害補償保険法施行規則の一部改正）

**第五条**　労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条中「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に改める。

第二十六条（見出しを含む。）中「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に改め、同条第一号中「短時間労働者をいう。）」の下に「又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者」を加える。

（雇用対策法施行規則の一部改正）

**第六条**　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第百十条第一項に規定する緊急就職支援者雇用開発助成金」を「第百十条の二第一項に規定する受給資格者創業支援助成金」に改め、「地域求職者雇用奨励金、同項に規定する」、同項に規定する雇用創造先導的創業等奨励金、同項に規定する地域貢献活動雇用拡大助成金、同項に規定する雇用創造先導的創業等奨励金、同項に規定する地域貢献活動雇用拡大助成金」及び「、同項に規定する介護基盤人材確保等助成金、同項に規定する介護未経験者確保等助成金」を削り、「同条第七項第一号ロ」を「同条第六項第一号ロ」に改め、「限る。）」の下に「、同条第一項に規定する職場支援従事者配置助成金（同条第七項第一号ロに規定する職場支援従事者の雇入れに係るものに限る。）」を加え、「、同項に規定する職業能力評価推進給付金、同項に規定する地域雇用開発助成金」を削る。

**第七条**　雇用対策法施行規則の一部を次のように改正する。

第七条第四項中「第百十条の二第一項」を「第百十条の二」に改める。

（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部改正）

**第八条**　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則（平成三年労働省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の表雇保則第百十六条第三号に規定する事業主（当該制度を最初に利用した労働者が生じた日から起算して五年の期間を経過していないものに限る。）の項中「百万円」を「七十万円」に、「八十万円」を「五十万円」に改め、雇保則第百十六条第四号に規定する事業主であつて、同号ロ(1)(i)から(iv)まで及び(2)(i)から(vi)までに掲げる措置の実施の状況を明らかにする書類を整備しているもの（当該措置を効果的に実施したと認められる者に限る。）の項を削る。

**第九条**　育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

**第三十七条から第四十条まで**　削除

附則第二条を削り、附則第一条中見出し及び条名を削る。

（介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

**第十条**　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成四年労働省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条及び第五条を次のように改める。

**第四条及び第五条**　削除

第八条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の一部改正）

**第十一条**　短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則（平成五年労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「短時間労働者均衡待遇推進等助成金」を「均衡待遇・正社員化推進奨励金」に改める。

第十三条を次のように改める。

（均衡待遇・正社員化推進奨励金）

**第十三条**　均衡待遇・正社員化推進奨励金は、労災則第二十六条又は雇保則第百十八条の二に規定する措置として、労働協約又は就業規則の定めるところにより、次の各号のいずれかに該当する通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置を実施する事業主に対して、支給するものとする。

一　短時間労働者又は期間の定めのある労働契約を締結する労働者（以下この項及び第三項において「短時間労働者等」という。）の能力又は職務の内容等に応じた待遇について通常の労働者と同一の制度を整備すること。

二　短時間労働者等の通常の労働者への転換に関する制度を整備すること。

三　短時間正社員（短時間労働者であって、かつ、通常の労働者と同等の待遇を受けるものをいう。）に関する制度を整備すること。

四　短時間労働者等に対し、通常の労働者との均衡を考慮した教育訓練を実施するための制度を整備すること。

五　短時間労働者等に対し、医師又は歯科医師による健康診断（労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十六条第一項から第四項までに規定する健康診断を除く。）を実施するための制度を整備すること。

2　均衡待遇・正社員化推進奨励金の支給額は、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が生じた場合　五十万円（中小企業事業主（その資本金の額又は出資の総額が三億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については五千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については一億円）を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業主については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については百人）を超えない事業主をいう。以下この項において同じ。）にあっては、六十万円）

二　前項第二号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合　三十万円（中小企業事業主にあっては、四十万円）

三　前項第二号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目までに生じた場合　一人につき十五万円（中小企業事業主にあっては、一人につき二十万円）

四　前項第三号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が最初に生じた場合　三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあっては、四十万円）

五　前項第三号の措置を実施し、かつ、同号に掲げる制度の適用を受けた労働者が二番目から十番目までに生じた場合　一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあっては、一人につき二十万円）

六　前項第四号又は第五号の措置を実施し、かつ、当該各号に掲げる制度の適用を受けた労働者が生じた場合　三十万円（中小企業事業主にあっては、四十万円）

3　第一項第二号又は第三号に係る短時間労働者等のいずれかが母子家庭の母等に該当する場合における前項第三号又は第五号の規定の適用については、「一人につき十五万円」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき二十万円」と、「一人につき二十万円」とあるのは「母子家庭の母等である労働者一人につき三十万円、その他の労働者一人につき二十万円」とする。